

4 申し込みに必要な書類について

下表の書類から、自身に必要な書類をご提出ください。

申込内容に変更がある場合は、その都度必ず変更を届け出てください（P66～73参照）。

必要書類	必要な方
① ◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書	全 員
② 保育の必要性を証明する書類	全 員
③ ◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表	兄弟姉妹で入所（転園）を申し込む方
④ 保育料を算定するための書類	中央区で区民税が決定されていない方 （該当する方のみ）
⑤ ご家族に関する書類	ご家族に事情のある方（該当する方のみ）
⑥ お子さんに関する書類	お子さんに事情のある方（該当する方のみ）
⑦ 転入の予定を確認できる書類	中央区に転入予定の方
⑧ 申込児童の生年月日が確認できる書類	中央区に転入予定の方
⑨ マイナンバー制度に伴う確認書類	全 員
⑩ ◆提出書類チェックシート	全 員

◎①と②の書類の提出がない場合は利用調整の対象になりません。

◎兄弟姉妹で入所（転園）を申し込む方は③を必ずご提出ください。

◎④～⑧については、書類の提出がない場合には利用調整に一切反映されませんのでご注意ください。（※）

※例えば、認可外保育施設に預けている旨について申込書に記載があったとしても「◆受託証明書」の提出がなければ利用調整には反映されません。

◎中央区に転入予定で申し込む方は⑦および⑧を必ずご提出ください。提出がない場合は利用調整の対象になりません。

4730

検索

ページID



「◆」の書類は区ホームページからダウンロードできます。





1章

これから保育園の申し込みをする方へ

① ◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書

申し込みの基本になる書類です。P110～111に記入例がありますので、ご確認の上記入してください。

② 保育の必要性を証明する書類

保育園の申し込みに当たり、お子さんの保育が必要であることを確認するための書類です。

提出対象者：保護者全員

有効期間：利用希望月の初日から半年以内に発行された書類

（例）令和7年4月利用申し込み ➡ 令和6年10月2日以降に発行されたものが有効

保育を必要とする事由	提出書類
就労 月48時間以上 （復職予定を含む） 〔従業員の方〕	◆就労証明書 ・区指定の書式で作成するよう就労先に依頼してください（P114に記入例があります。）。 ・就労先が複数ある場合は、就労先1カ所につき1枚ずつご提出ください。 ・派遣社員の方は、派遣先がわかる証明として労働者派遣契約書または就業条件明示書の写しを提出してください。
就労 月48時間以上 （復職予定を含む） 〔役員・自営業主・自営業専従者・家族従業者・業務委託〕	①◆就労証明書 ②事業を営んでいることを証明する書類（営業証明） ・①は区指定の書式で作成するよう就労先に依頼してください（P114に記入例があります。）。 ・①は保護者が代表者である場合、保護者自身が記入してください。 ・②は右表をご参照ください。 ・就労先が複数ある場合は、就労先1カ所につき1枚ずつご提出ください。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の記載があるページの写し）
疾病・障害	診断書の写し（病名、症状、回復見込み、日中にお子さんの保育が必要である旨が記載されていること）
介護・看護	①◆介護・看護に関する申立書 ②介護・看護が必要な状況がわかる書類 （診断書の写し、介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し（両面）など）
災害復旧	り災証明書 ・区にお問い合わせください。
求職活動	【求職活動中または保育園に入所後に求職活動予定の方】 ①◆求職活動状況申立書 ②求職活動中であることが客観的に確認できる書類 （ハローワーク受付票、その他就労支援サービスの登録証、インターネット求人情報サイトの個人情報登録画面・申込履歴画面など） ・②は求職活動中の方のみご提出ください。保育園に入所後に求職活動予定の方は提出不要です。 【就労内定の方】 ◆就労証明書 ・詳細については「就労」の提出書類の欄をご確認ください。
学校等に在学・職業訓練 月48時間以上	①◆在学証明書 ②学生証の写し ・①は区指定の書式で作成するよう在学先に依頼してください。 ・在学先または訓練先は、学校教育法、職業能力開発促進法または職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律規定のものに限ります。

▶ 個人事業主などの方が「事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）」

下表のAグループ（事業の概要を確認できる書類）とBグループ（継続的に働いていることが確認できる書類）の中から、それぞれ提出可能なものを1種類ずつお選びいただき、写しをご提出ください。

◎Aグループの書類の提出がない場合は、利用調整の対象になりません。

◎Bグループの書類の提出がない場合は、利用調整の指数が減算されます。

※ただし、開業直後の場合は、後日提出を前提にAグループ書類のみの提出で受付可能です。事前にご相談ください。

事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）	
A グループ	B グループ
事業の概要を確認できる書類	継続的に働いていることが確認できる書類 （本人氏名の記載があるもの） 〔 直近3カ月分をご提出ください。 〔 復職予定の方は産前産後休暇前の3カ月分です。〕
●登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ●営業許可証などの事業の許可証 ●税務署へ提出した開業届出書（受領印があるもの） ※電子申請の場合は、届出書と併せて受信通知など税務署が受領したことを確認できる書類の提出が必要です。 ●事業の名称・所在地・内容などが分かるパンフレットやホームページ など	●出勤簿、通勤記録 など ●給与（報酬）明細書、賃金台帳、振込口座の通帳またはネットバンキング（名義と振込のページ） など <自身が個人事業主・経営者の方は以下でも可> ●営業に伴う契約書、納品書、請求書、領収書 など ※契約先、取引先の機密情報はマスキング（黒で塗りつぶすこと）可

▶ 父または母が会社命令による単身赴任となっている方（申込締切日時点で現に単身赴任となっている方のみ）

提出書類 ①◆就労証明書

現に単身赴任中であることが確認できる単身赴任期間の記載があり、本人就労先事業所住所が遠隔地であるもの

②遠隔地に住んでいることが確認できる次のいずれかの書類(※)

ア 居住している物件の賃貸借契約書

イ 直近の公共料金支払領収証など(日付・住所が記載されているもの)

※単身赴任となった保護者が育休中の場合や、申込締切日の時点で②の書類がない場合は、利用調整基準表の優先順位3は適用されません。

〈注意〉

提出された保育の必要性を証明する書類の内容が利用希望月まで変更がないことを前提に利用調整（入所選考）を行います。申込締切日から利用希望月までの間に状況が変わることが見込まれる場合は、事前にご相談ください。入所内定・入所決定後に虚偽または事実と異なる内容の記載が判明した場合は、内定取消や退園となることがあります。

③◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表

兄弟姉妹で入所（転園）の申し込みをする場合「◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表」が必要となります。

兄弟姉妹で内定する際の園の組み合わせは、本確認表を基に決定しますので、必ず記載の各申込条件をご確認の上、希望する条件を選択してご提出ください。



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

④ 保育料を算定するための書類（該当する場合のみ）

保育料の算定および「利用調整基準表（P38～39参照）優先順位12番」の適用のため、保護者全員分の区市町村民税を証明する書類の提出が必要となります。以下の表を確認して、該当する方は書類をご提出ください。

令和7年4月～8月利用調整 ※9月以降も利用を希望する方は 右欄も併せて確認してください。	令和7年9月～令和8年2月利用希望
▶ 令和6年1月2日以降に他自治体から転入（他自治体 在住中含む）した方 ● 令和6年度「住民税課税（非課税）証明書」 ◎ 令和6年1月1日現在の住所地の自治体に区市町村 民税を申告してください。	▶ 令和7年1月2日以降に他自治体から転入（他自治体 在住中含む）した方 ● 令和7年度「住民税課税（非課税）証明書」 ◎ 令和7年1月1日現在の住所地の自治体に区市町村 民税を申告してください。
▶ 令和6年1月2日以降に海外から転入（海外在住中含 む）などにより日本で課税されていない方 ● 令和5年1～12月の「◆年間収入申告書」 ● 会社発行の給与支給証明書など	▶ 令和7年1月2日以降に海外から転入（海外在住中含 む）などにより日本で課税されていない方 ● 令和6年1～12月の「◆年間収入申告書」 ● 会社発行の給与支給証明書など
▶ 生活保護を受けている方 ● 生活保護受給証明書	

- ◎ 祖父母などが同住所にいて、かつその方が「家計の主宰者」と判断される場合、保護者の方と同様に書類が必要になります。
- ◎ 申込書提出後に区市町村民税が決定された場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」にその旨を記載してご提出ください。
- ◎ 「◆年間収入申告書」が必要となる方で、対象となる期間に収入がない方は「◆年間収入申告書」に「収入0円」と記入してご提出ください。

手続きがない場合、保育料および月極延長保育料は最高額で決定します。

最高額となった月の属する年度が過ぎると、以降は変更することができません。

⑤ご家族に関する書類（該当する場合のみ）

ご家庭の状況に合わせて下表の書類の写しをご提出ください。
利用調整において加算や優先の対象となる場合であっても、書類の提出がなければ対象になりません。

ひとり親家庭 （いずれかひとつ）	●戸籍全部事項証明書（受理証明書） ●児童扶養手当証書 ●ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）医療証 ●児童育成手当認定通知書 ●児童育成手当受給者証明書（※） ●事件係属証明書（調停期日通知書） （調停期日通知書は調停が係属中と判断できる書類に限ります。） ●大使館発行の独身証明書（和訳されたもの）
保護者やお子さん（兄弟・姉妹含む）が障害者手帳・証書などを所持している家庭（両面）	●身体障害者手帳 ●愛の手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●特別児童扶養手当証書 ●障害基礎年金証書

※発行は子育て支援課子育て支援係に依頼してください。
電話 03（3546）5350・5351

⑥お子さんに関する書類（該当する場合のみ）

お子さんの状況に合わせて、下表の書類をご提出ください。

東京都認証保育所・企業主導型保育事業所・認可外保育施設・一時預かり・ベビーシッターにお子さんを預けているとき	◆受託証明書 ◎一時預かり・ベビーシッターを利用しているときは、<u>申込締切日まで預けている実績が分かる書類を添付してください。</u> 申込時に予約表を提出している場合は、実績が分かる書類を後日速やかにご提出ください。 ◎ベビーシッターは、全国保育サービス協会または東京都ベビーシッター利用支援事業に登録があるなど、事業として行っている方に限ります。
お子さんの健康・発達で気になることがあるとき（P58参照）	◆健康状態調査書



1章

これから保育園の申し込みをする方へ

⑦転入の予定を確認できる書類

利用希望月の前月末までに転入することがわかる下表の書類をご提出ください。

- ①◆中央区への転入誓約書
- ②不動産の売買（賃貸借）契約書の写し

- ①および②をご提出ください。
- ②の提出ができない場合は、①の下部証明欄に証明を受けたものをご提出ください。

◎①の書類は、転入予定日、転入先住所、転入者全員分の氏名が明記されている必要があります。

◎利用希望月の申込期限までに、上記書類の提出がない場合（不備がある場合を含む。）は、申し込みを受け付けることはできませんのでご注意ください。

⑧申込児童の生年月日が確認できる書類

下表の①、②のいずれかをご提出ください。

- ①母子健康手帳の写し
- ②下表記載の「本人確認」書類の写し

- ①は表紙と出生届出済の証明があるページの写しをご提出ください。
- ②は申込児童の氏名および生年月日が確認できる部分の写しをご提出ください。

⑨マイナンバー制度に伴う確認書類

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）の施行に伴い、保育園の利用を希望する方は、申し込み手続きに必要な書類の一つである「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」に個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。

「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」を提出する際は、マイナンバーを記載していただくとともに、番号法に基づく「個人番号（マイナンバー）確認」と「本人確認」が必要となります。

中央区役所6階保育課保育入園係、日本橋・月島・晴海特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島・晴海保健センターに申し込みされる方は、以下の書類を窓口で提示してください。

申込書類を保育園に提出する場合、郵送で提出する場合、または中央区に在勤・在学されており他自治体に提出する場合は、申込書類と一緒に以下の書類の写しを封筒などに入れ、封をしてご提出ください。

ただし、マイナポータル「ぴったりサービス」による提出の場合は不要です。

保護者（父母）本人が申し込みする場合（代表して申し込みされる方の分のみ必要です。）

「個人番号（マイナンバー）確認」書類	個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
「本人確認」書類	【顔写真付証明書】（以下のうち1種類必要です。） 個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書 など 【顔写真なし証明書】（以下のうち2種類必要です。） 健康保険被保険者証（※）、後期高齢者医療被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 など ※郵送などで写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等をマスキング（黒で塗りつぶすこと）した上でご提出ください。

保護者（父母）以外の方が申し込みする場合**◆委任状**

- 申込者（保護者のうちいずれか）の番号確認書類
P18「個人番号（マイナンバー）確認」書類のうち、いずれか1種類の写し
- 代理人の本人確認書類
P18「本人確認」書類を参照

⑩◆提出書類チェックシート

- 提出書類に不備が生じないよう確認するシートです。
- 調整指数・優先順位に関する書類などが不足している場合、利用調整基準表の調整指数・優先順位は適用されません。そのため必ず本シートにて必要書類を確認し、申込書などの書類と併せて本シートをご提出ください。